

# 保管場所使用権限疎明書面（自認書）＜申請＞の記載要領

## 自認書とは？

自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合に作成する書類。

申請書提出時

## 記載事項の注意

様式下にある欄外の「備考 1 及び 2」を参照のこと。

当てはまるものに **をつけてる。**

様式はホームページに登載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

### 保管場所使用権限疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である**土地・建物**は、私の所有であることに間違いありません。

松山東 警察署長殿

申請書の警察署長名と同じです。

平成19年4月1日

〒 790-0808

住所 愛媛県松山市若草町7番地

氏名 愛媛 太郎 **愛媛**

電話 (089)934-0110

土地・建物の判断基準		
土地・建物	保管場所である土地・建物の両方が自己所有	
土地	保管場所である土地が自己所有の場合	
建物	保管場所である車庫が建物と一体となって築造され、かつ築造された車庫が自己所有の場合	
からに当てはまらない場合	次のような使用権原書が必要です。 ・駐車場賃貸契約書の写し ・使用承諾書 (契約書がない場合)	

自認書の押印については

申請書に記名押印がされている場合  
記名押印(同じ印鑑)  
署名  
署名

- 備考 1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に、をつけて下さい。  
2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に、をつけて下さい。